

一般社団法人三重県作業療法士会

会計に関する申し合わせ事項

平成25年2月8日

1 (会議費)

- (1) 本会の会務執行にまつわる会議を開催する場合、その構成人数分のお茶、弁当等を別表1の基準にて支給し、かかった経費については会議費として計上することができる。
- (2) 県士会活動としてのイベントや研修会等を開催する場合、その当日の運営に携わる会員に対しても、前項と同様に支給することができる。
- (3) 会議費として計上するものについては、支払いの証明となるもの（領収書又は領収書が発行されない場合はレシート等）を会計報告時に添付して提出しなければならない。

別表1

昼食又は夕食時間をまたいで開催する場合	お茶などの飲料及び弁当 (一人当たり700円以内)
上記以外の時間の場合	お茶などの飲料及び茶菓子等